

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>(職務) 第12条 所長は、相談センターの業務を統括し、職員を指揮監督する。</p> <p>(個人情報の保護) 第13条 町長及び教育委員会は、関係機関と連携して行う事務については、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 町長及び教育委員会から情報の提供を受けた関係機関は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 提供を受けた情報は、この条例の趣旨に基づき利用し、それ以外の目的のために利用しないこと。 (2) 提供を受けた情報に係る漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。 (3) 提供を受けた情報は、提供を受けた目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに廃棄すること。 3 職員及び関係機関の職員は、職務上知り得た事項について秘密を保持し、業務にかかわる関係者以外のものにこれを漏らしてはならない。</p> <p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後

(削除)

現行

水巻町いきいき子どもネット運営規則

(目的)

第1条 この規則は水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例（平成13年条例第25号。以下「条例」という。）第5条に規定する水巻町いきいき子どもネットの運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び児童虐待に陥ると思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- (2) 未成年者の健全育成のための関係機関との連携による、児童虐待等の早期発見・早期対策のための支援及び援助に関すること。
- (3) 町民の意識向上を図るための啓発に関すること。

(委員)

第3条 条例第5条第3項に規定する各機関等の代表者とは、次のものをいう。

- (1) 保健・医療関係の代表者
 - イ 医師 1名
- (2) 教育関係機関の代表者
 - イ 町内の各小・中学校の校長または教諭 4名
 - ロ 町内の各幼稚園の園長または教諭 3名
- (3) 福祉関係機関の代表者
 - イ 児童相談所の職員 1名
 - ロ 保健福祉環境事務所の職員 1名
 - ハ 町内私立保育所の園長又は保育士 3名
- (4) 司法関係機関の代表者
 - イ 保護司 1名
 - ロ 弁護士 1名
 - ハ 警察官 1名
- (5) 議会・行政職員
 - イ 水巻町議会 3名
 - ロ 健康福祉課長
 - ハ 生涯学習課長
 - ニ いきいきほーる保健師 1名